

かしこい相続対策 ～養子縁組の活用～

よつば通信 vol.10

養子縁組のメリット

- ① 相続税・生命保険・死亡退職金の非課税枠が増えます。
- ② 孫養子に相続をした場合、一世代飛ばすことができます。

養子縁組のデメリット

- ① 遺産分割協議がまとまらず、相続税の優遇制度が使えない可能性があります。
- ② 孫養子の相続税は20%割り増しとなります。

養子縁組のポイント

- ① 養子縁組は民法上何人でもできますが、相続税の計算上は人数に制限があります。
被相続人に実子がいる場合は1人まで
被相続人に実子がいない場合は2人まで
- ② 養子縁組の際は、他の相続人の了解を得ることをお勧めします。
- ③ 養子縁組は、他の相続人の相続割合や養子になった者の将来へ影響がありますので、事前に専門家に相談することを、お勧めします。



ご相談は無料です。お気軽にご相談下さい。



税理士
中田誠治

税理士
錦織慶典

税理士
平井篤志

税理士
檜山高志

税理士
手嶋豪紀

税理士
安齋康司

よつば会計

検索

TEL: 082-234-0130

Y20150808-S001-10-1073